

平成 19 年 6 月 12 日

各 位

埼玉県春日部市赤沼 870 番地 1  
会 社 名 株 式 会 社 篠 崎 屋  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 樽 見 茂  
コ ー ド 番 号 2 9 2 6 東 証 マ ー ケ ッ ト  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 兼 I R 室 長  
沼 崎 昭 宏  
電 話 0 4 8 - 9 7 0 - 4 9 4 9

## 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 12 日開催の取締役会において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### < 転換社債型新株予約権付社債発行の理由 >

当社グループは、製造卸モデルの強化及び製造小売モデルの再構築を主要課題とし事業を推進してまいりました。卸売事業につきましては、豆腐、豆乳、油揚げ等大豆加工食品における関東地区での影響力向上のため、昨年 8 月より高付加価値製品群となる「カリスマ豆富」ブランドを投入する等、流通マーケットへの影響力を高めてまいりました。一方で、小売事業につきましては、今年度より当社独自で「三代目茂蔵工場直売所」を展開し、モデル再構築の方向性について検証を展開しております。

今後、こうした事業活動の拡大のためには、卸売事業において更なる影響力向上を図る必要があります。そのための差別化商品をマーケットへ投入することが不可欠となります。

こうした中、当社は設備の増強等を通じ当該計画の実現をめざすものであり、このために安定的な資金の調達を果たすべく、このたび第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

### 記

1. 募集社債の名称 株式会社篠崎屋第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額 金 3 億円
3. 各募集社債の金額 金 1 億円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 1 億円（額面 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権は無償にて発行するものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
- なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 年率 1.00%、年 365 日として毎年 6 月末日(但し、初回の支払日は 2008 年 6 月末日とし、毎年 6 月末日が銀行営業日でない場合は、直前の銀行営業日とする。以下、同じ。)に支払う。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成 19 年 6 月 28 日(木)
11. 新株予約権の割当日 平成 19 年 6 月 28 日(木)
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を Japan Opportunity Fund に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
- (1) 本社債は、平成 22 年 6 月 25 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
  - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ 1 ヶ月以上前に事前通知するものとする。
  - (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割、新設分割または株式の併合につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割、新設分割または株式の併合の効力発生日の 2 週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第 19 項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該吸収分割、新設分割または株式の併合の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
  - (4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
14. 本社債に付する本新株予約権の数  
各本社債に付する新株予約権の数は 10 個とし、合計 30 個の新株予約権を発行する。
15. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

が当社普通株式を新たに発行または、これに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」と総称する。）する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に相当する社債の払込金額の総額を、本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号及び第(7)号によって調整された場合は、調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年6月29日から平成22年6月24日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当社が、第13項第(2)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、当社が、第13項第(3)号に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時まで、当社が、第18項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下、「転換価額」という。）

転換価額は、15,010円とする。

(6) 転換価額の調整

本新株予約権付社債の発行後、本項第(7)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

また、当社は本項第(9)号に掲げる株式の併合の場合等にも適宜転換価額を調整する。

(7) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本項第(8)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(8)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、または本項第(8)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(8)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本項第(7)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(8)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(8)号に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(7)号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(7)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(7)号または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(8)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(7)号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(7)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(7)号乃至の各取引において、当社普通株式に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(7)号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。
- (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(7)号乃至第(9)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(7)号乃至第(9)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- 本項第(7)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(7)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (9) 本項第(7)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 本項第(6)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(7)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (11) 本新株予約権の取得事由  
取得事由は定めない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本項第(5)号の  
転換価額とする。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資  
本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会  
社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金  
額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とす  
る。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額  
は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使  
請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (15) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下  
「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新  
株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株  
予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社  
債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。  
行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを  
撤回することができない。
- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義す  
る。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を  
行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日  
以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際し  
て出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日  
として当該行使請求書に記載された日、上記 以外の場合においては、当該行使  
請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出  
資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとす  
る。
- (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付す  
る。
- (18) 剰余金の配当  
剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、  
当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権  
の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通  
株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債の分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、当初の転換価額は平成19年6月11日より同

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

年5月11日まで遡及した間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を勘案し、金15,010円とした。

17. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。（以後本新株予約権を行使することはできない。）

- (1) 当社が第13項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第15項第(6)号乃至第(10)号または第17項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社の財産につき、差押、競売手続の開始、仮差押、保全差押、仮処分または租税滞納処分があったとき。
- (8) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 当社が債務超過または支払不能となったとき。
- (10) 東京証券取引所マザーズ市場において、当社の発行にかかる証券の取引が全面的に停止され、または大幅に制限された場合。
- (11) 当社が、本社債に関して行った事実の表明に関して、重要な点において虚偽または誤解を生じさせるものであったとき。

19. 償還金支払場所

株式会社篠崎屋 管理部

20. 行使請求受付場所

株式会社篠崎屋 管理部

21. 財務代理人

該当事項なし

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 22. 上場申請の有無   なし
- 23. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

手取概算額 290,000,000 円については、老朽化した製造ライン及び包装機ラインの取替・新設等の設備投資資に充当し、残額がある場合には運転資金等に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当ございません。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変化が発生した場合は確定次第発表いたします。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、健全且つ安定した企業基盤の構築に配慮しつつ、業績に対応して株主の皆様へ利益を還元することを基本方針としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

株主の中長期的な利益確保を図る上で将来の事業展開と業績の向上のため、内部留保の充実も重要と考えており、これらを総合的に勘案して配当を決定しております。

### (3) 内部留保資金の使途

設備投資及び新たな事業展開に使用いたします。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 16 年 9 月期	平成 17 年 9 月期	平成 18 年 9 月期
1 株当たり当期純利益	12,116.72 円	1,007.39 円	6,610.59 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
1 株当たりみなし配当金	- 円	- 円	- 円
修正配当性向	- 円	- 円	- 円
株主資本当期純利益率	16.5%	3.6%	22.8%
株主資本配当率	- %	- %	- %

## 3. その他

### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成 19 年 6 月 12 日現在の発行済株式総数に対する潜

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

在株式数の比率は 14.0%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成 19 年 6 月 12 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 16 年 7 月 17 日	1,485,000 千円	1,286,500 千円	第三者割当増資
平成 17 年 3 月 9 日	1,500,000 千円	2,036,500 千円	第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
平成 18 年 3 月 15 日	17,687 千円	2,045,349 千円	第 5 回新株予約権権利行使
平成 18 年 3 月 28 日	565,984 千円	2,328,341 千円	第 5 回新株予約権権利行使
平成 18 年 4 月 12 日	318,366 千円	2,487,524 千円	第 5 回新株予約権権利行使
平成 18 年 4 月 14 日	406,801 千円	2,690,925 千円	第 5 回新株予約権権利行使
平成 18 年 6 月 27 日	30,000 千円	2,705,926 千円	第 1 回新株予約権権利行使

(注) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債については平成 17 年 4 月 12 日に全額株式転換完了しており、増資後資本金は転換完了後のものであります。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 16 年 9 月期	平成 17 年 9 月期	平成 18 年 9 月期	平成 19 年 9 月期
始 値	442,000 円	119,000 円	119,000 円	35,700 円
高 値	866,000 円 *1 492,000 円 *2 129,000 円	165,000 円	136,000 円	36,400 円
安 値	150,000 円 *1 399,000 円 *2 109,000 円	91,700 円	32,000 円	11,500 円
終 値	116,000 円	115,000 円	35,300 円	19,070 円

(注) 1. 平成 19 年 9 月期の株価につきましては、平成 19 年 6 月 11 日現在で表示しております。

2. \*印は、株式分割による権利落後の株価であります。

なお、平成 16 年 9 月期は平成 15 年 12 月 31 日現在及び平成 16 年 9 月 30 日現在の株主に対して、株式分割を 2 回実施しておりますので、平成 15 年 12 月 31 日によるものを\*1で、平成 16 年 9 月 30 日によるものを\*2で示しております。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	Japan Opportunity Fund
割当新株予約権付社債(額面)	金 300,000,000 円
払 込 金 額	金 300,000,000 円

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定 先の内容	住 所	IFM Independent Fund Management A.G Austrasee 9, P.O. BOX 1121FL-9490 Vaduz Principality of Liechtenstein
	代 表 者 の 氏 名	Fritz Kaiser
	資 本 の 額	CHF 1 mil
	事 業 の 内 容	投資業
	大株主及び持株比率	Fritz Kaiser Group 100.0%
当社との 関 係	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 普通株式-株 当社が保有している割当予定先の株式の数 : 普通株式 - 株
	取 引 関 係 等	該当事項なし
	人 的 関 係 等	該当事項なし

(注) 「割当予定先の内容」及び「当社との関係」は、平成 19 年 3 月 31 日現在のものであります。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。